

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第5号

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項中「578,000円」を「600,000円」に改め、同表副議長の項中「535,000円」を「555,000円」に改め、同表議員の項中「482,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。